

豊田市農業委員会議事録

令和7年1月30日、豊田市農業委員会長 杉浦俊雄は、令和7年1月度農業委員会総会を豊田市役所西庁舎7階、東大会議室1に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第 3号 農地法第5条事業計画変更申請承認について
- 議案第 4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第 5号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 6号 農用地利用集積等促進計画案について

報告

耕作放棄地の農地、非農地の判断について

農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について

<出席委員> (18名)

1番	鈴木喜一郎	2番	築山 正樹	3番	中川 豊
4番	中根 敏明	5番	深津 峰男	6番	近藤 和人
7番	杉浦 俊雄	8番	石川 文志	9番	梅村 逸次
10番	水嶋 広	11番	水野 省治	12番	伊藤喜代司
13番	梅村 貢司	14番	中島 匡代	15番	加知 満
16番	伊藤 政和	17番	倉地 雅博	18番	林 如実

<欠席委員> (1名)

19番 杉田 雅子

<事務局説明員>

事務局長	小木曾哲也	副主幹	山岡 雅史	担当長	杉本 一浩
主査	佐藤 伸宏	主査	神谷 一平	主査	井上 貴道
主査	大河原美世	主査	田淵 友規		

(開会 午後2時00分)

議長：ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。出席状況について事務局より報告を求めます。

事務局：本日の欠席委員は、19番 杉田雅子委員、以上1名です。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことをご報告いたします。

議長：ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

18番 林 如実委員、1番 鈴木喜一郎委員、以上の2名の委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第1号から第6号までの議案審議案件6件と、その他の報告案件5件です。

それでは、順次議題を上程させていただきます。

令和7年議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細はお手元にある議案を御覧ください。

1番、若林東町の件については、本案件は、申請者より取下げ願いがありました。したがって、審議は必要ありません。

2番、中田町の件。

担当推進委員の柴田委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

3番、駒場町の件。

担当推進委員の柴田委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

4番、阿蔵町の件。

担当推進委員の小木曾委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

以上読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第1号で上程されました3件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第1号は承認決定されました。

令和7年議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

立地基準・許可基準について述べさせていただきます。

1番、高崎町の件、分家住宅です。

第2種農地です。

判断基準は、ほかのいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

お願いします。

鈴木委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

続きまして、2番、畝部東町の件、分家住宅です。

第1種農地です。

判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、申請地に代えて周辺のほかの土地を供することにより事業の目的を達成することができるとは認められないため、許可できるに該当します。

お願いします。

中川委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

続きまして、3番、渡刈町の件、診療所、駐車場です。

第3種農地です

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、4番、渡刈町の件、調剤薬局です。

第3種農地です

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、5番、渡刈町の件、分家住宅です。

第3種農地です。

判断基準は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育、医療、その他の公共施設がある区域内にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。
お願いします。

深津委員：3件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

続きまして、6番、竜神町の件、分家住宅です。

第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、7番、若林東町の件、分家住宅です。

第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

近藤委員：2件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、8番、高丘新町の件、住宅敷地増しです。

第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

本案件は始末書案件であり、令和2年6月から住宅敷地の一部として許可申請をせずに使用していたものを、今回の申請で是正するものです。

お願いします。

杉浦委員：異議ありません。

事務局：ありがとうございます。

続きまして、9番、猿投町の件、分家住宅です。

第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

梅村（逸）委員：異議ありません。

事務局：ありがとうございます。

続きまして、10番、勘八町の件、ドッグスクール場です。

第2種農地です。

判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

お願いします。

水野委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

続きまして、11番、黒坂町の件、車両置場です。

第2種農地です。

判断基準は、その他いずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、申請地に代えて周辺のほかの土地を供することにより事業の目的を達成することができるとは認められないため、許可できるに該当します。

続きまして、12番、黒坂町の件、太陽光発電施設です。

第2種農地です。

判断基準は、その他いずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

お願いします。

倉地委員：特に問題なしとしますけれども、太陽光発電の案件については引き続き監視を続けていく予定でございます。

事務局：ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見を頂きました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特に、ご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第2号で上程されました12件について賛成の委員は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第2号は「適当である旨」承認されました。

令和7年議案第3号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第3号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

1番、猿投町の件、変更内容は事業者変更及び事業目的変更です。

本件は、平成12年3月16日付で5条の転用許可を農家住宅の敷地増しで得ました。許可後、資金繰りが困難になり、予定していた農業用倉庫の建築が中止になったため、今回事業者変更及び事業目的変更を内容とした事業計画変

更承認願いが提出されたものになります。

なお、事業者及び事業目的が変更となるため、同時に農地転用許可申請がされております。

お願いします。

梅村（逸）委員：異議ありません。

事務局：ありがとうございました。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見を頂きました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

（会場声なし）

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第3号で上程されました1件について、賛成の委員は、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第3号は適当である旨承認されました。

令和7年議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

1番、永覚町の件。

担当推進委員の中尾委員から証明について問題ない旨ご意見をいただいております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見を頂きました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

（会場声なし）

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第4号で上程されました1件について、賛成の委員は、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第4号は承認決定されました。

令和7年議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回ご審議いただくのは、利用権設定のうち、令和7年2月1日から貸借期間が開始されたものです。

資料は2種類あります。7-Aページ、別紙議案第5号資料①は利用権の総括表になります。次のページ7-BからMページ、議案第5号資料②は1筆ごとの情報を全件示すものです。

ここでは、7-Aページ、別紙議案第5号資料①の総括表でご説明させていただきます。

3総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも令和7年2月1日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。

今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり312筆44万5,904平米の利用権を設定するものです。

以上です。

議長：事務局の説明が終わりこました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第5号で上程されました件について、賛成の委員は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第5号は承認決定されました。

令和7年議案第6号「農用地利用集積等促進計画案について」、農政企画課の説明を求めます。

農地企画課：令和7年議案第6号「農用地利用集積等促進計画案について」。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について農業委員会の意見を求めます。

議案第6号資料8-Aページをご覧ください。

今回、資料のとおり、利用権設定のうちの5筆、5,288平米の農地についての権利の移転を行うものです。

この農用地利用集積等促進計画案を農地中間管理機構に提出すると、機構はそれをもとに農用地利用集積等促進計画を定め県に提出、県が認可、公告とい

った手順の後、権利が移転されます。

以上です。

議 長：農政企画課の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議 長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第6号で上程されました件について、賛成の委員は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第6号は承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局：報告、「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」です。

議案9-A及び9-Bページをご覧ください。

こちらの報告案件は、農地所有者による「非農地確認願」の申請に基づき、事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案10ページをご覧ください。

報告「農地法第18条第6項の規定による通知書受理について」。

令和6年受付分として、152番、若林東町の案件から14ページを御覧ください。170番、亀首町の案件までの19件、引き続き15ページを御覧ください。令和7年受付分として、1番岩滝町の案件から、17ページを御覧ください。12番、本町の案件までの12件、合計31件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案18ページをご覧ください。

報告「農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について」。

令和6年受付分として、7番、大ケ蔵連町の案件について、2アール未満の農業用倉庫につき、適用除外として、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案19ページをご覧ください。

報告「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について」。

令和6年受付分として、94番、浄水町の自己用住宅の案件から、20ページを御覧ください。100番、前山町の自己用住宅の案件までの7件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案 21 ページをご覧ください。

報告「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書受理について」。

令和 6 年受付分として、198 番、金谷町の自己用住宅の案件から、22 ページをご覧ください。

205 番、広川町の資材置場及び車庫の案件までの 8 件、そして 23 ページをご覧ください。令和 7 年受付分として、1 番、上郷町の分譲住宅の案件から、4 番、井上町の自己用住宅の案件までの 4 件、合計 12 件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

議長：これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議、大変誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2 時 19 分)

議事録署名者
